

平成31年度再生可能エネルギー等設備導入支援事業の運用について

平成31年4月3日
宮城県環境生活部環境政策課

1 補助金交付対象となる事業者について

- 補助金交付対象となる事業者は、以下の全ての要件を満たしている者とする。
- (1) 宮城県内に事業所を置く（予定を含む。）法人その他の団体（市町村，一部事務組合その他知事が別に定めるもの（※）を除く。）又は，県内の住所地，居所地又は事業場等の所在地を納税地として青色申告を行っている個人事業者
- ※知事が別に定めるもの：国立大学，地方公社，地方独立行政法人等
具体例：国立大学法人，県道路公社，県住宅供給公社，県土地開発公社，宮城大学，
県立こども病院，県立病院機構，土地改良区
- (2) 全ての県税で未納がないこと。
- (3) 過去3年間に，交付決定を受けた新エネルギー設備導入支援事業又は再生可能エネルギー等設備導入支援事業に対し，交付決定の取消しを受けていないこと。
- (4) 過去3年間に，下表に掲げる法令に違反し，これらの法令に基づく処罰又は命令その他不利益処分を受けていないこと。
- (5) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと。

- | | |
|----|--|
| 1 | 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号） |
| 2 | 騒音規制法（昭和43年法律第98号） |
| 3 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号） |
| 4 | 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号） |
| 5 | 悪臭防止法（昭和46年法律第91号） |
| 6 | 振動規制法（昭和51年法律第64号） |
| 7 | 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号） |
| 8 | 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号） |
| 9 | 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号） |
| 10 | ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号） |
| 11 | 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号） |
| 12 | 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号） |
| 13 | 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号） |
| 14 | 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号） |
| 15 | 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号） |
| 16 | 公害防止条例（昭和46年宮城県条例第12号） |

- 17 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行条例（平成12年宮城県条例第44号）
- 18 産業廃棄物の処理の適正化等に関する条例（平成17年宮城県条例第151号）
- 19 1 から18までに掲げるもののほか、関係法令及び事業所が所在する地方公共団体における環境保全等に関する条例



- 法人の場合は、補助金交付申請の時点で県内に事業所がなくても補助事業の完了までに県内に事業所が設置される場合は対象とする（実施計画書「2 補助事業者」欄に、設置予定時期を追記すること）。
- 個人として自宅の屋根等に太陽光発電設備を設置しようとする案件は、当該太陽光発電設備の出力が 10kW 以上であっても、本事業の対象としない。
- 個人事業主の自宅兼事業所に太陽光発電設備を設置する場合は、その電力が事業所用途部分のみで使用されることが補助の条件となる。

2 補助金交付対象となる設備について

○ 補助金交付の対象となる設備の種類及び規模要件は、以下のとおりとする。

種類	規模要件
(1) 太陽光発電 (自家消費のみ)	<ul style="list-style-type: none"> • 1 地点当たりの出力 10kW 以上。ただし、同時に施行する 1 件の事業として近接する複数の地点に設置する場合は、それぞれの地点における出力の合計が 10kW 以上で、かつ 1 地点当たりの平均出力が 4 kW 以上 <div style="text-align: center;"> <p>例</p> </div>
(2) 風力発電	<ul style="list-style-type: none"> • 1 地点当たりの出力 10kW 以上 20kW 未満 <div style="text-align: center;"> <p>例</p> </div>
(3) バイオマス発電	<ul style="list-style-type: none"> • 発電出力 5 kW 以上 1,000kW 未満 • 地域内（※）で発生するバイオマスの依存率 60%以上 <p>（※）「地域内」とは、原則として宮城県及び隣県（岩手県，秋田県，山形県，福島県）の区域内をいう。</p> <div style="text-align: center;"> <p>例</p> </div>
(4) 水力発電	<ul style="list-style-type: none"> • 発電出力 1,000kW 以下（システムの定格出力で kW 単位の小數切捨）
(5) 地熱発電	<ul style="list-style-type: none"> • バイナリーサイクル発電方式に限る

(6) 太陽熱利用	・集熱器総面積 10 m ² 以上
(7) 温度差エネルギー利用	・熱供給能力 0.1GJ/h(0.02Gcal/h)以上 ・温度差エネルギー依存率 40%以上
(8) バイオマス熱利用	・バイオマスから得られ利用される熱量 0.2GJ/h(0.047Gcal/h)以上 ・地域内で発生するバイオマスの依存率 60%以上
(9) 雪氷熱利用	・冷気・冷水の流量を調節する機能を有する設備であって、雪氷熱の供給に直接的に供される設備
(10) 地中熱利用	・暖気・冷気、温水・冷水又は不凍液の流量を調節する機能を有する設備 ・ヒートポンプを設置する場合は冷却能力又は加熱能力が 10kW 以上
(11) ガスコージェネレーション	・発電出力 5 kW 以上
(12) 燃料電池	・発電出力 3 kW 以上
上記(1)～(5)の対象システムと併せて導入する蓄電池	・対象システムを設置する敷地内の土地又は建物に容易に取り外すことができない状態で固定され、かつ、当該対象システムから供給される電力を蓄電するもの ・併設することにより、再生可能エネルギーの有効な活用資すると認められるもの ・導入する新エネルギー設備の出力の同等以下

○ 補助対象期間は原則単年度事業を対象とするが、上記(10)の地中熱利用設備のうち事業工程上単年度では事業完了が不可能であると確認できる事業について、最長2年までを対象の補助対象期間とする（詳細は、16「複数年度事業の実施について」参照のこと）。

特記事項

種類	特記事項
太陽光発電	● 太陽電池出力は、太陽電池モジュールの JIS 等に基づく試験成績表の実測値の合計値（申請時は公称最大出力の合計値）とパワーコンディショナーの定格出力合計値の低い方で、 <u>kW 単位の小數点切捨</u> てとする。
バイオマス発電、バイオマス熱利用	● バイオマスとは、動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいう。 ● 紙・パルプの製造工程で発生する黒液を回収し発電や熱利用に利用するケースについては、既に事業化が十分に進んでいることから、対象としない。 ● 副燃料として石油起源の燃料を常時使用（※）することを前提とするものは対象としない。 ※常時使用とは、常に燃料として使用することを指し、燃料設備のスタートアップや急激な燃焼温度低下に対応するための補助燃

	<p>料として使用する場合には、常時使用に該当しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本事業に係るバイオマスの原料調達の見通しが、設備稼働後最低15年間あること。 ● バイオマス依存率は、$[(U \times V) / \{(U \times V) + (W \times X)\}] \times 100$とする。 U：バイオマス利用量 (Nm³/h 又は kg/h) V：バイオマス低位発熱量 (MJ/Nm³ 又は MJ/kg) W：バイオマス以外の混焼燃料利用量 (Nm³/h 又は kg/h) X：バイオマス以外の混焼燃料低位発熱量 (MJ/Nm³ 又は MJ/kg)
太陽熱利用	<ul style="list-style-type: none"> ● 補助対象となる太陽集熱器は、JISA4112で規定する太陽集熱器の性能と同等以上の性能を有するものとする。 ● 集熱器総面積は、JIS A 4112で規定する太陽集熱器の集熱器総面積とし、m²単位の小數切捨てとする。
温度差エネルギー利用	<ul style="list-style-type: none"> ● 温度差エネルギー利用とは、海水、河川水、下水等の水を熱源として、その熱をヒートポンプ等で汲み上げることにより、給湯・暖房・冷房等の用途に利用する場合を指すもの ● 温度差エネルギー依存率とは、$(A/B) \times 100$とする A：温度差エネルギーによる年間エネルギー供給量 B：年間熱負荷（供給計画上の年間熱供給量）
雪氷熱利用	<ul style="list-style-type: none"> ● 雪氷熱利用とは、雪または氷（冷凍機を用いて生産したものを除く。）を熱源とする熱を冷蔵、冷房その他の用途に利用することをいう。
地中熱利用	<ul style="list-style-type: none"> ● 地中熱利用とは、昼夜間または季節間の温度変化の小さい地中に存する熱を、暖房、冷房、給湯、融雪その他の用途に利用することをいう。
ガスコージェネレーション	<ul style="list-style-type: none"> ● ガスコージェネレーション活用型エネルギー供給設備における地域熱供給事業とは、熱供給事業法上の熱供給事業に該当するものをいう。また、特定電気事業については、当該熱供給事業と併せて特定電気事業を行うものをいう。 ● ガスコージェネレーション活用型エネルギー供給設備の設備能力については、システム全体の設備能力をいう。

3 県内産パネルについて

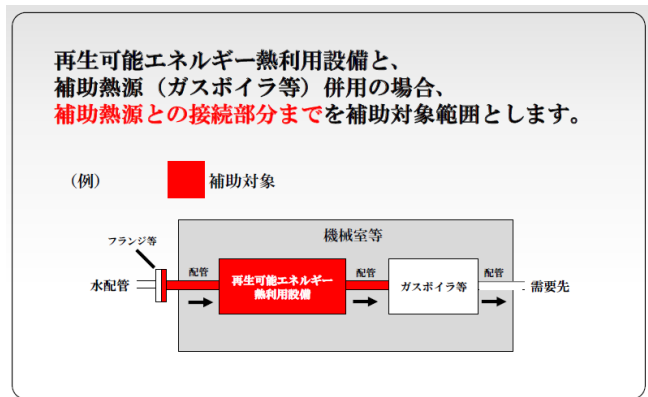
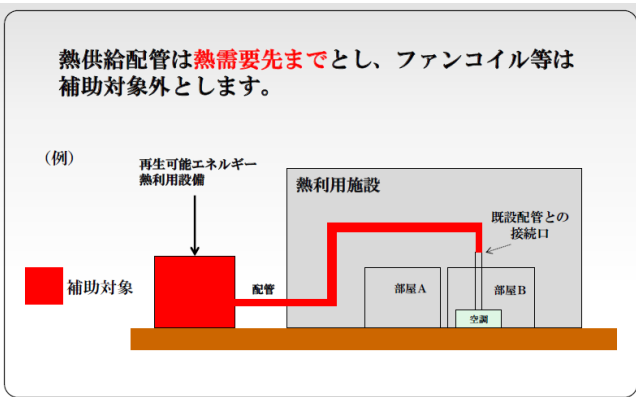
- 交付要綱別表3の「県内に所在する工場で生産された太陽電池モジュールで知事が認めるもの（県内産パネル）」は、以下に掲げるメーカーのものであり、かつ以下に掲げる型式の付された太陽電池モジュールとする。

	メーカー	型式
1	ソーラーフロンティア株式会社	S F T (出力数) -A

4 補助対象経費について

費目	内容
設計費	<p>補助事業の実施に必要な機械装置の設計費，システム設計費等</p> <p>※地中熱利用システム設計のために，導入場所地層の熱物性等調査費は補助対象とする。</p> <p><補助対象外の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本設計費，事前調査費 ・申請書作成費
設備費	<p>補助事業の実施に必要な機械装置等の購入，製造，据付け等に必要な経費。利用状況報告に要する運転データ等を取得するために最低限必要な計測機器，データ記録及び集計の専用機器（データ取得専用を使用するものに限る。）</p> <p>※国内での販売実績のない新型機器については，実証試験結果の信頼性が認められる場合に限り，補助対象とする。</p> <p>※熱供給配管は給湯器等の<u>熱需要先</u>までとし，ファンコイル等は補助対象外とする。</p> <p>※地中熱利用での地中熱交換器及び駐車場，道路への融雪用パイプの設置及び工事は補助対象とし，ビニールハウス等を含む屋内暖房用設備の設置及び工事は補助対象外とする。</p> <p><補助対象外の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地の取得及び賃貸料（リース代） ・建屋 ・蓄熱層（砂利，砕砂，碎石等） ・ガスボイラー等の補助熱源 ・中古品の導入 ・予備品
工事費	<p>補助事業の実施に不可欠な配管，配電等の工事に必要な経費</p> <p><補助対象外の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・機械基礎以外の工事（土地造成，整地及び地盤改良工事） ・建屋の建設費，家屋補強工事 ・既設構築物等の撤去費

	<ul style="list-style-type: none"> ・植栽及び外構工事費
その他経費	<p>補助事業を行うために直接必要なその他の経費（工事負担金、管理費等）。</p> <p><補助対象外の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定契約（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）第 4 条に規定する特定契約をいう。以下同じ。）の申込みに係る電力工事負担金。 ・代金の支払時などの振込手数料



出典：SII ウェブサイト

5 他補助金とあわせて申請する場合について

- 本補助金は、県が実施する他の補助事業又は市町村が実施する「みやぎ環境交付金」を活用した補助事業以外の他の補助金との併用を認めるが、他の補助金が県の補助金と併用できるかどうかは申請者において確認する必要がある。



併用不可：県が実施する他の補助事業、市町村が実施する環境税原資の補助金
併用可：市町村が実施する環境税原資以外の補助金、国の補助金

- 他補助金と本補助金を併用する場合、全ての補助金の合計額が、本補助金の補助対象経費に占める割合は3分の2を上限とする。
- 基本的な場合（補助率 1/3 以内）における本補助金の額の考え方は、次のとおりとする。

$$\frac{A+B}{\alpha} = \frac{2}{3} \quad \therefore B = \frac{2}{3} \times \alpha - A$$

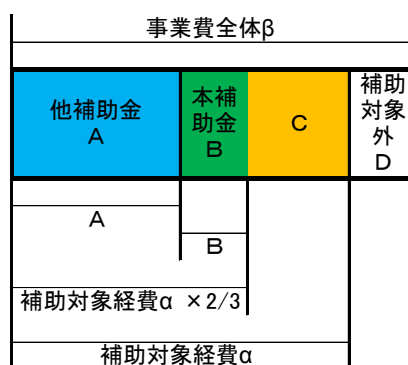
ただし、

$$\frac{B}{\alpha} > \frac{1}{3} \quad \text{である場合は、} B = \alpha \times \frac{1}{3} \quad \text{とする。}$$

(α ：補助対象経費、A：他の補助金額、B：本補助金額)

※上式において、 $\frac{2}{3} \times \alpha$ に1円未満の端数が生じる場合には、切り捨てるものとする。

また、Bについては、千円以下を切り捨てるものとする。



なお、具体的な補助率の算定の方法は次の例を参考とする。

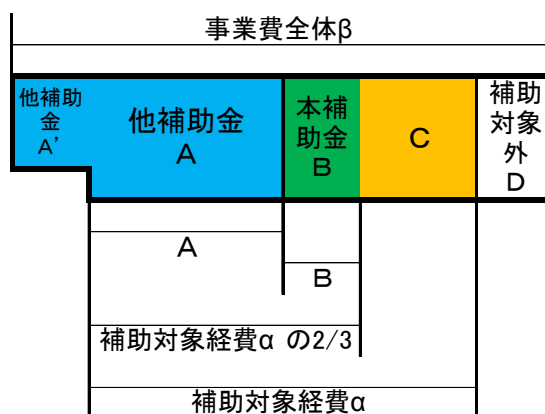
(1) 本補助金と他の補助金の補助対象経費の範囲が同じである場合

例えば、他の補助金Aの補助率が1/3である場合には、本補助金Bの補助率も1/3となる。

また、例えば、他の補助金額Aの補助率が1/2である場合には、本補助金Bの補助率を1/3とすると、AとBの合計がαの2/3を越えることから、Bの補助率は、 $2/3 - 1/2 = 1/6$ となる。

(2) 本補助金と他の補助金の補助対象経費の範囲が異なる場合

例えば下図において、他の補助金のうち、本補助金の補助対象経費外であるA'を除いて本補助金の額を算定する。



(3) 交付金等、対象経費が明確にされずに一定額が支給される資金と併用する場合

例えば下図において、事業費全体に占める交付金等の割合Rを算定したのち、

$$A = \alpha \times R$$

によって、補助対象経費における他補助金の額Aの推定額を算定したのち、上記と同様に本補助金の額Bを算定する。

他補助金 $A = \alpha \times R$	本補助金 B	C
A	B	
補助対象経費 $\alpha \times 2/3$		
補助対象経費 α		

6 自社製品等の調達に関する場合について

- 補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合，補助事業の実績額の中に含まれる補助事業者の利益相当分を次のように取り扱う。

（1）利益相当分対象となる調達先

補助事業者が以下の①～③の関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合，いわゆる下請会社の場合も含む）は，利益等排除の対象となる。利益等排除の対象範囲には，財務諸表等の用語，様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条で定義されている親会社，子会社，関連会社及び関係会社である。

- ① 補助事業者自身
- ② 100%同一の資本に属するグループ企業
- ③ 補助事業者の関係会社（②を除く）

《参考》

財務諸表等の用語，様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）（抄）
（定義）

第8条 1～2（略）

3 この規則において「親会社」とは，他の会社等（会社，指定法人，組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下同じ。）の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下「意思決定機関」という。）を支配している会社等をいい，「子会社」とは，当該他の会社等をいう。親会社及び子会社又は子会社が，他の会社等の意思決定機関を支配している場合における当該他の会社等も，その親会社の子会社とみなす。

4 前項に規定する他の会社等の意思決定機関を支配している会社等とは，次の各号に掲げる会社等をいう。ただし，財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の会社等の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められる会社等は，この限りでない。

一～三（略）

5 この規則において「**関連会社**」とは、会社等及び当該会社等の子会社が、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該子会社以外の他の会社等をいう。

6～7（略）

8 この規則において「**関係会社**」とは、財務諸表提出会社の親会社、子会社及び関連会社並びに財務諸表提出会社が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等（第十七項第四号において「その他の関係会社」という。）をいう。

9～43（略）

（2）補助対象経費の取扱い

① 補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象経費とする。この場合の原価とは、当該調達品の「製造原価」をいう。

② 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象経費とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とする）をもって取引価格から利益相当額を除く。

③ 補助事業者の関係会社（②を除く）からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象経費とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とする）をもって取引価格から利益相当額を除く。

※「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明する資料を別途用意し、提出すること。

7 事業費の根拠となる参考見積書について

○ 事業費の根拠となる参考見積書の写しについては、原則、2者以上から取得したものを添付すること。

なお、特注品の購入など、見積書徴収先が1者に限定される場合には、当該事業者の選定理由書を添付すること。

8 リースについて

- リースによる設備導入は補助事業の対象外とする。

8 複数申請の取扱いについて

- 1人の申請者が同一年度内に申請できるのは1事業，1種類の設備のみとする。
- 1人の申請者（フランチャイズを含む。）が同じ募集期間内に複数事業を申請した場合は，全ての申請を受理しない。
- 太陽光発電については，1事業者が同一年度に申請できるのは，下記の表のうちいずれかの1枠のみとする。

	補助率	内容
1	1 / 2	蓄電池を導入し，使用用途が自家消費であり，県内産パネルを使用する場合
2	1 / 3	蓄電池を導入し，使用用途が自家消費であり，県内産パネル <u>以外</u> のパネルを使用する場合
3	1 / 2	使用用途が自家消費であり，県内産パネルを使用する場合
4	1 / 3	使用用途が自家消費であり，県内産パネル <u>以外</u> のパネルを使用する場合

- 複数の事業者が一体的な事業を実施する場合には，代表の事業者が申請すること。

9 省エネルギー・環境改善効果の算定方法について

- 省エネルギー・環境改善効果の算定は，下記のとおりとする。

種別	従来方式	新エネルギー方式
太陽光発電，風力発電，バイオマス発電，水力発電，地熱発電	各発電設備の出力と稼働率等（バイオマス発電については年間発熱量及び発電効率）をもとに年間発電量を算出し，それを商用電力の量として記入。燃料消費量はゼロとする。	各発電設備の起動時や補機類等の年間消費電力量を，商用電力の量として記入（太陽光発電はゼロ）。バイオマス発電については，運転に必要な補助燃料の種類，量についても記入。

太陽熱利用，温度差エネルギー利用，バイオマス熱利用，雪氷熱利用，地中熱利用	熱供給対象となる建物の年間熱負荷（需要量）を求め，従来方式の場合に使用すると考えられる燃料の種類，量及び商用電力の量を記入。	従来方式における年間熱負荷について，各設備を導入した上で追加的に補助燃料，商用電力も使用する場合，その燃料の種類，量及び商用電力の量を記入。
バイオマスコージェネレーション，ガスコージェネレーション，燃料電池	供給対象となる建物の年間熱負荷（需要量）及び年間電力負荷（需要量）を求め，従来方式の場合に使用すると考えられる燃料の種類，量及び商用電力の量を記入。	従来方式における年間熱負荷及び年間電力負荷について，各設備を導入した際に使用する主燃料，追加的に補助燃料，商用電力を使用する場合は，その燃料の種類，量及び商用電力の量を記入。

- 原油換算値の算出にあたっては，次の原油換算係数を用いて算出すること。この原油換算係数以外から算出する場合は，燃料の発熱量等根拠資料を添付すること。

種別	原油換算係数	種別	原油換算係数
灯油	0.95kL/kL	都市ガス	0.0258kL/GJ
A重油	1.01kL/kL	軽油	0.99kL/kL
LPG	1.30kL/t	C重油	1.08kL/kL
一般炭	0.69kL/t	LNG	1.41kL/t
商用電力	0.254kL/MWh	ガソリン	0.91kL/kL

10 発電単価および熱利用単価の算定方法について

- 発電単価及び熱利用単価の計算は，次式により行うものとする。

$$\text{発電又は熱利用単価} = \frac{\text{設置コスト} \times \text{年経費率} + \text{年間燃料費} + \text{年間運転経費} - \text{排熱メリット}}{\text{年間発電電力量（又は年間熱利用量）}}$$

設置コスト：補助対象経費

年経費率：次式により算定する

$$\text{年経費率} = r / (1 - (1 + r)^{-n}) \quad r : \text{利子率} \quad n : \text{運転年数}$$

利子率は金融機関からの借入予定の利子率を記入

運転年数は下記の財産処分制限期間表で指定する数値

年間燃料費：燃料費，補助燃料費，補機電力費，原料費，水道費等

年間運転経費：固定資産税，保険料，メンテ費（定期点検費，運転員人件費，委託費等）

排熱メリット：排熱を利用する設備については，利用される排熱分の熱を既存熱源で賄った場合に必要となる燃料費を，排熱メリットとして計算に加える。

財産処分制限期間

期間	種別
13年	地中熱利用（出力22kW以下の冷凍機を設置する場合）
15年	太陽光発電（建物付属設備である場合）、太陽熱利用、温度差エネルギー利用、バイオマス発電、バイオマス熱利用、地熱発電、ガスコージェネレーション、燃料電池、地中熱利用
17年	太陽光発電、風力発電、
20年	雪氷熱発電、水力発電

※なお、発電又は熱利用単価の算出に当たっては、上記計算式を用いる他に、本補助金のホームページ (<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-s/h31saiene.html>) の自動で計算できるエクセルシートを用いて算出してもよい。

1.1 審査・選考について

- 県は、申請書受理後、事業計画の内容を確認するため、書類審査のほか、ヒアリングや現地調査を実施する場合がある。
- 審査は、太陽光発電と太陽光発電以外とに分けて行い、それぞれ予算の範囲内で交付決定を行う。
- 太陽光発電については、書類審査により、主に費用対効果の高い順に交付決定を行う。
- 太陽光発電以外の設備については、更に重点分野枠と一般枠とに分けて、庁内審査委員会で審査し、交付決定を行う。

重点分野枠	廃棄物系バイオマス、木質バイオマス、温泉熱利用、地中熱利用
一般枠	上記以外

- 県は、申請者に対し、県で実施する庁内審査委員会において、提出された事業計画についてのヒアリングを求める場合がある。
- 庁内審査委員会では、環境負荷の低減効果、実現可能性、事業遂行能力、エネルギーの多様性・地産地消等を総合的に審査し、申請内容が確実かつ効果的に実施されると見込まれるものであると認めるときには、予算の範囲内で交付の決定を行う。審査においては、別に定める宮城県再生可能エネルギー等設備導入促進アドバイザーの意見を聴く場合がある。



以下の場合には採択されないので、十分注意すること。

- ・事業実施場所における地元調整や許認可の取得がされていない、または見込みが示されていない場合
- ・設備導入のための資金計画に妥当性が認められない場合
- ・事業に必要な機器・システム類の仕様が定まっていない場合（例：基本設計や容量計算がされていない等）
- ・その他事業計画に不明確や不確定な要素が盛り込まれている場合

- ・導入設備の性能が実証されていない場合（技術が開発段階又はは実証試験中の場合等）
- ・事業に供する原料の確保（原料の入手先、量、価格調整等に関する一切）及び品質の担保がされていない場合
- ・事業実施に伴い新たに発生する灰等の廃棄物の処理計画（依頼先、最終処分先、量、費用等に関する一切）がなされていない場合
- ・極端に設備利用率が低い場合。

1 2 補助事業の開始について

- 補助事業は、交付決定日以降に開始するものとする。交付決定日前に補助事業に係る契約や発注が行われた場合は、補助の対象外とする。（複数年度事業の2年度目に係るものについては、16「複数年度事業の実施について」参照のこと。）
- ※ 交付決定後後日、交付決定者を対象とした説明会を開催し、注意事項等について説明する。

1 3 事業遂行状況報告書の提出について

- 補助事業の進捗状況について、11月末現在の状況を、12月10日までに所定の様式により報告すること。

1 4 事業実績報告書と証拠書類について

- 事業実績報告書は、提出期限までに必ず支払いまで完了した上で提出するものとする。提出期限まで支払いが完了していない事業は、補助の対象外とする。
- やむを得ない理由により上記の期間内に補助事業実績報告書を提出することができない補助事業者は、実績報告書を提出すべき日までに、様式第4号による変更承認申請書を知事に提出し、その指示に従わなければならない。やむを得ないと認められるときは、条件を付して、期間を延長することがある。
- 補助事業の経理は、関連のない他の事業の経理と別にすること。
- 補助事業の契約（見積書、契約書、注文書、注文請書等）、検収（検収結果通知書等）、請求（請求書等）、支払い（領収書、払込金受取書等）に係る証拠書類の写しを実績報告書に添付するとともに、検査の際に速やかに対応できるよう、補助事業者において別にその原本を保管しておくものとする。
- 支払いに係る証拠書類は、受領者又は銀行等取扱者による確認印のあるものとする。（確認印のない取引明細書等は証拠書類として認めない。）

参考様式：検収結果通知書

(施工業者) 殿

補助事業者氏名 印

検収結果通知書

年 月 日付けで契約した下記業務等について、検収した結果は下記のとおりです。

記

1 業務名 ○○○○○○○○

2 業務期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 検収年月日 年 月 日

4 検収結果 合格 (又は不合格)

5 その他

15 経過報告書について

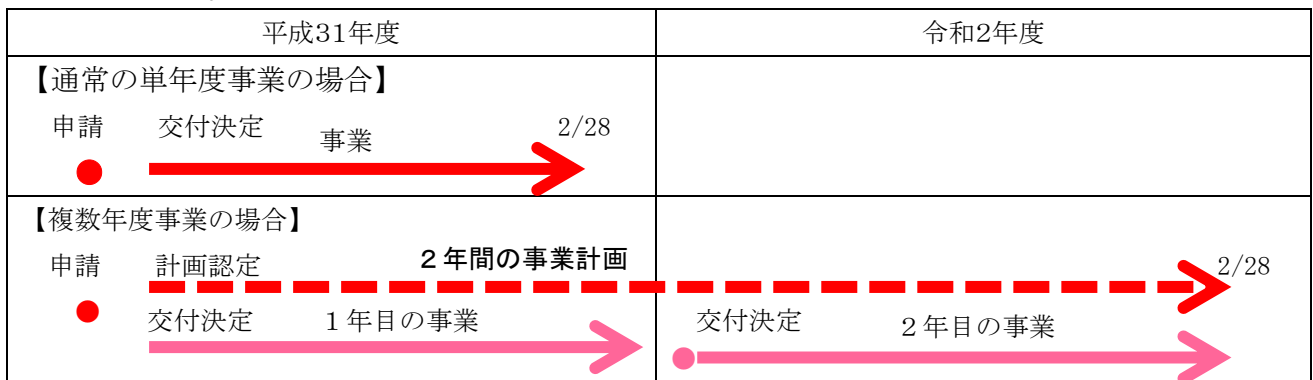
- 補助事業者は、補助事業が完了した年度の翌年度から1年間の当該対象システムの運転に関し、様式第7号により、各年度の終期から30日以内に知事あてに報告しなければならない。また、交付申請書に記載されたCO₂排出削減量等の目標値と効果の検証のため、最長3年間報告を求める場合がある。

例：平成31年度に事業完了の場合、翌年度（令和2年度）の状況を令和3年4月末まで報告。

種別	主な提出データ
発電設備	発電量，設備利用率，発電単価，年間エネルギー消費量削減効果（削減量）
熱利用設備	集熱量・生産量，熱利用単価，発電単価，年間エネルギー消費量削減効果（削減量）

16 複数年度事業の実施について

- 複数年度事業については、はじめに2年間の事業計画の認定を行ったあと、各年度ごとに交付決定を行う。交付決定は当該年度に要する事業に対するものであり、次年度の補助金交付を保証するものではないので注意すること。
- 補助金額は、原則として当該事業計画が認定された事業開始年度において申請した補助金額を上限とする。また、補助率は原則採択時の補助率を翌年度以降も採用する。
- 初年度の事業完了日は、3月末までとする。実績報告は、2月末までにいったん提出し、3月末に正式に提出すること。提出された実績報告により、事業の進捗を確認した上で、翌年度の補助金の交付決定を行う。
- 2年度目の事業について、交付決定日前に着工する必要がある場合は、交付決定前着手届を提出すること。



事業期間

1年目：交付決定日（7月下旬頃）～3月末日

2年目：交付決定日（4月下旬頃）～2月末日（交付決定前着手届提出により、事業開始時期を早めることも可能）